

飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託に係る
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託（以下「本業務委託」という。）の事業者をプロポーザル方式により審査するにあたり、その手続を厳正かつ公平に行うため、本業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、本業務委託に関する次に掲げる事項について審査及び事業者の選定を行うものとする。

- (1) 参加申込書、提案書等提出された書類の審査
- (2) プレゼンテーションの実施及び審査
- (3) プロポーザルの評価及び事業者の選定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項の審査

(組織)

第3条 審査委員会の構成は、別表のとおりとする。

- 2 審査委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名するものとする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査委員会に欠員が生じた場合、必要な補充を行えるものとする。

(会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査結果の公表等)

第6条 会議は、非公開とする。

- 2 会議における審議の結果は、事業者を選定した後に、優先交渉権者のみ公表するものとする。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、民生部市民環境課において処理する。

(審査委員会の解散)

第8条 審査委員会は、第2条第3号に規定する事業者の選定が終了し、選定した事業者と業務委託契約を締結したときに解散するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

(別表) (第3条関係)

飯山市カーボンニュートラルマスタープラン策定業務委託に係る
プロポーザル審査委員名簿

委員役職	役職等	備 考
	学識経験のある者又は飯山市環境審議会専門委員から市長が任命する者	複数名
委員長	副市長	
	民生部長	
	市民環境課長	
	生活環境係長	
	生活環境係 主査	

事務局： 市民環境課 生活環境係